

2015年4月28日

中華人民共和国 国家知識産権局 条法司御中

一般社団法人日本知的財産協会
アジア戦略プロジェクト
常務理事 別所 弘和

専利法修改草案（意見募集稿）に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記専利法修改草案（意見募集稿）について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 専利法修改草案（意見募集稿）に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 西尾 信彦

TEL：81-3-5205-3433

FAX：81-3-5205-3391

Email：nishio@jipa.or.jp

専利法修改草案（意見募集稿）向け希望 ①

件名	部分意匠（局部外観設計）の導入について（草案第2条）
現状／問題点	<p>局部外観設計専利（部分意匠）の導入を歓迎します。</p> <p>デザインの重要な特徴のみを模倣する行為を防ぐことが期待できるとともに、貴国で加盟検討中のハーグ協定ジュネーブアクトに加盟している米国、欧州共同体、日本、大韓民国などでは既に採用されていることから、国際手続ハーモナイゼーションの観点からも必要な仕組みであると思料致します。</p> <p>一方、局部外観設計専利の導入によって、登録要件を満たさない意匠出願の増加が見込まれます。</p>
改善希望	<p>デザイン創作産業の健全な発展を妨げないよう権利付与前の登録要件充足性を審査する仕組みの導入もご検討願います。</p>
関連する法令等	

専利法修改草案（意見募集稿）向け希望 ②

<p>件名</p>	<p>事業体の物的或いは技術的条件を利用して完成した発明の扱いについて（草案第6条第1款、及び第4款）</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>現行専利法第6条第1款では職務発明創造のひとつとして「主に当該事業体の物的或いは技術的条件を利用して完成した発明創造」が規定されていたところ、草案第6条第1款では削除されています。そして、草案第6条第4款としてそのような発明創造に関して事業体と発明者等とが約定していれば約定に従い、約定がない場合には、発明者等に帰属することが規定されています。</p> <p>なお、草案第16条第2款では、事業体に帰属した時のみ報奨や報酬を与えるよう規定しています。</p> <p>一方、貴局等が策定して現在国務院法制弁公室より意見募集がなされている職務発明条例草案（送審稿）の第7条第1款では、職務発明のひとつとして（四）に上記のような発明創造が含まれると規定されています。そして、職務発明条例草案（送審稿）の第9条ではその権利帰属については、規則制度や発明者等との約定がない場合に職務発明条例草案（送審稿）の第二章が適用されると規定されています。</p> <p>職務発明条例草案（送審稿）の第二章では職務発明は事業体に帰属し、発明者等は報奨や報酬を得る権利を有すると規定しています。</p> <p>以上を検討しますと、上記のような発明創造の帰属について約定が何も無い場合、専利法修改草案では発明者に帰属して事業体は何ら報奨や報酬の義務が生じません。</p> <p>しかしながら職務発明条例草案（送審稿）では職務発明と認定され、事業体に帰属し、発明者等は報奨や報酬を得る権利を有することになります。</p>
<p>改善希望</p>	<p>本専利法修改草案（意見募集稿）、現在国務院法制弁公室より意見募集がなされている職務発明条例草案（送審稿）ともに、未確定の法令であるとは言え、事業体の物的或いは技術的条件を利用して完成した発明の扱いについて事業体と発明者等との約定がない場合の取り扱いに相違があることは混乱を招くものであると思います。</p> <p>専利法と職務発明条例とで不整合が生じないように規定頂くことを希望します。</p>
<p>関連する法令等</p>	

専利法修改草案（意見募集稿）向け要望 ③

件名	意匠公報の公開繰延について（草案第40条）
現状／問題点	<p>ハーグ協定ジュネーブアクトでは、国際公開を出願日または優先日から最長30カ月まで延期する仕組みがありますが、指定国のうち、公開延期手続きが自国制度にない国が含まれていると公開延期が認められません。</p> <p>早期権利化は出願人にとって望ましいことではありますが、一方で、意匠の模倣は容易であり、国によって公開時期も異なりますので、意匠図面が掲載された公報が公表されることにより、正当な権利者の製品発売以前に当該意匠が模倣行為に晒される等の弊害ももたらします。</p> <p>また、発表前或いは発売前の製品に関する意匠が公に知られた場合、消費者が次期機種発売を待って現行機種を買い控える等、企業の製品販売戦略に影響を及ぼすこともあります。</p> <p>しかしながら、以上のような弊害があっても、先願主義である以上、先願の地位を確保するために一日も早い意匠出願手続が必要であります。デザイン開発競争の激しい昨今においては、早期出願の必要性はより重要性を増しており、出願人が出願日を遅らせることで公報掲載を調整することはできない状況にあります。</p>
改善要望	<p>ビジネス環境やデザイン開発環境と意匠保護制度の調和を図ることは、内国人の出願奨励、及び海外企業の貴国進出・投資増大にもつながるものと思料します。</p> <p>外観設計専利登録の公告につき、出願人の申請により図面等の外観設計内容の公開について、ハーグ協定ジュネーブアクトと同じ出願日または優先日から最長30カ月まで延期できる仕組みを導入することを希望します。</p>
関連する法令等	<p>ハーグ協定ジュネーブアクト 第11条(1)</p> <p>第16 共通規則(1)、第17 共通規則(1)(ii)</p>

専利法修改草案（意見募集稿）向け要望 ④

件名	外観設計専利権の存続期間について（草案第42条）
現状／問題点	
改善要望	<p>外観設計専利権の存続期間を、現行10年から15年へ延長することを歓迎します。</p> <p>ハーグ協定ジュネーブアクト加盟要件の一つを満たすことで、貴国の加盟が加速化することを期待しております。</p>
関連する法令等	

専利法修改草案（意見募集稿）向け要望 ⑤

件名	専利権評価報告の提出について（草案第61条第2款）
現状／問題点	専利権侵害紛争が実用新案権或いは意匠権に係る場合に、法院或いは専利行政部門が権利者に対して専利権評価報告を要求することを原則的に義務化することに賛同いたします。
改善要望	専利権侵害紛争が実用新案権或いは意匠権に係る場合に、法院或いは専利行政部門が権利者に対して専利権評価報告を要求することを原則的に義務化することに賛同いたします。
関連する法令等	

専利法修改草案（意見募集稿）向け要望 ⑥

件名	国家機関が保有する発明の実施について（草案第78条）
現状／問題点	<p>改正草案78条では国家機関が保有する専利権を自ら実施や実施権許諾を行わない場合に、国家機関が権利を維持したまま発明者等が実施・実施権許諾出来るようにする規定が新設されています。</p> <p>一方、改正草案15条（現行法と同じ）では、共有専利権に関して共有者間で約定がない場合に、各共有者は単独で実施したり、他人に通常実施権許諾したりすることができ、他人に実施権許諾する場合には徴収する使用料を共有者で分配することが規定されています。</p> <p>改正草案15条では、単独で“通常実施権許諾（普通許可方式許可）”することが出来る旨規定されていますが、改正草案78条では“実施権許諾（許可他人実施）”と規定されており、“専用実施権許諾（独占実施許可）”も含むように読めてしまいます。</p> <p>国家機関との共有専利権について、国家機関が単独で他人に専用実施権許諾できてしまうと共有権利者としては実施に不都合が生じます。</p>
改善要望	<p>改正草案78条について、他人に実施許諾することができると規定するのであれば、“通常実施権許諾（普通許可方式許可）”に限定していただくことを希望します。</p>
関連する法令等	

専利法修改草案（意見募集稿）向け要望 ⑦

件名	標準化団体での標準必須専利の扱いについて（草案第82条）
現状／問題点	<p>標準化団体における IPR(Intellectual Property Right)ポリシーを法定するような条項は、本来的には各標準化団体の IPR ポリシーとして規定されるべきです。</p> <p>仮に、本条項のような規定が無い現状であっても、裁判所においては当該標準化団体が制定した IPR ポリシーを考慮すると考えられ、解決策は担保されているといえます。</p>
改善要望	草案第82条は各標準化団体の裁量権を奪うことになるため、本条項を新規に追加することに賛同しかねます。
関連する法令等	